

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><b>(公開買付期間中における自己買付け)</b>            第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の6第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。            (1)～(5) (略)  <u>(6) 信託により株価指数連動型投資信託受益証券(以下この号及び次条第6号において「受益証券」という。)を取得することを目的として、当該受益証券の取得に必要な数量の範囲内で行う買付け</u>            (7) (略)</p>	<p><b>(公開買付期間中における自己買付け)</b>            第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の6第3号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。            (1)～(5) (略)            (新設)            (6) (略)</p>
<p><b>(安定操作期間内における自己買付け)</b>            第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣布令(昭和40年大蔵省令第60号)第4条第6号イに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。            (1)～(5) (略)  <u>(6) 信託により受益証券を取得することを目的として、当該受益証券の取得に必要な数量の範囲内で行う買付け</u>            (7) (略)            (8) (略)            (9) (略)            (10) (略)            (11) (略)            (12) (略)</p>	<p><b>(安定操作期間内における自己買付け)</b>            第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣布令(昭和40年大蔵省令第60号)第4条第6号イに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。            (1)～(5) (略)            (新設)            (6) (略)            (7) (略)            (8) (略)            (9) (略)            (10) (略)            (11) (略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年8月1日から施行する。</p>	